

令和2年度諮問（個）第1号  
答申（個）第17号

「児童相談所が保有する情報に関する保有個人情報部分開示  
決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

(1) 審査請求人は未成年者である本人（以下「本児」という。）の未成年後見人であり、本児の法定代理人として、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、平成31(2019)年4月10日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### (2) 本件開示請求の内容

「栃木県中央児童相談所が保有する本人に係る情報記録一切」

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、本児に関する相談援助等に係る情報等が記録されている児童記録票、一時保護措置に係る情報等が記録されている一時保護票及び里親委託措置に係る情報が記録された里親票に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、令和元(2019)年6月7日付けで本件処分を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元(2019)年8月27日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第41条第1項の規定に基づき、令和2(2020)年4月30日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求の理由は、審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

「本件処分のうち非開示に関する部分を取り消す」との裁決を求める。

### 2 審査請求の理由等

#### (1) 本件処分について

ア 保有個人情報は開示が原則であるところ（条例第15条）、処分庁は

開示しない理由と根拠規定を羅列するのみで、開示請求者が具体的に知り得る程度には至っておらず、理由付記義務に反する（栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第8条第1項）。また、非開示部分にどのような記載があるのか、全く不明な箇所もあり、過度に広範な（非開示）処分である。

イ 部分開示可能な場合はなお分離して開示すべきとの条例第16条第1項の規定は、非開示事由を厳格に解すべきとの表れに他ならない。

ウ 本件処分は、個人の情報は個人のものであって公開されるべき原則に反しており、手続き上、実体法上違反である。本件処分により、審査請求人は、憲法第21条第1項で保障されている「知る権利」を侵害されている。

(2) 条例第15条第3号該当性について

ア 処分庁の非開示箇所は、その記載の体裁から明らかに個人氏名と推認されるものを除き、およそ部分とはいえず、いくつかの箇所は記録書類の内容全体である。

イ 部分の指摘も「面接内容、架電内容、受電内容、連絡内容等、評価内容」、開示しない理由も「請求者以外の個人情報であるため」と条例文言を根拠とするのみである。開示することで、誰のどんな法的利益が、どのように侵害されるのか全く説明されていない。

ウ 個人情報とは、栃木県個人情報保護条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）では、住所、氏名、思想、信条、趣味、資格、学歴、収入、財産状況等と例示されており、個人の不利益情報とは、これらと同視できる純然たる個人のプライバシー情報であると考えられる。

エ ケース記録の平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の記録などは、本児が平成〇年に保護され中央児童相談所に措置されてから、既に〇年が経過した時点の情報である。当時学校関係者や親族からの事情聴取等の記載の可能性はあるが、既に保護から〇年が経過したこの時点で、新たな関係者は審査請求人の知る限り存在せず、保護されるべき権利利益を有する関係者がいるとは考えにくい。

各弁明において、当該内容を開示することでどんな法的利益がどのように侵害されるのか、全く説明されていないのは、説明できないからとしか考えられない。

(3) 条例第15条第4号該当性について

ア 処分庁の弁明は、架電内容を開示することで、法人のどのような権利利益を侵害することになるのかを全く明らかにしていない。

イ 同号イは、法人の競争上の地位に関するものや商業活動等財産的

な権利、また法人自体の信教や学問の自由等法人格存続にとって必要な法的利益が侵害されるおそれがある情報であるが、実施機関はどのような権利利益を侵害するのか全く明らかにしていない。

ウ 同号口については、処分庁の要請を受けた法人から非開示の条件で任意提供された情報としているが、実施機関はその要件についても主張立証していない。あくまでも開示が原則であるため、非開示理由は、情報の性質や状況から見て合理的でなければならない。

エ 架電内容の非開示については、本児にこれを開示することで、どのような法人の権利利益を侵害するのか全く明らかにしていない。これは、開示に不都合があるのか、説明できない事情があるとしたか考えられない。

(4) 条例第15条第5号該当性について

ア 心理診断所見の非開示部分は、同条例外規定に該当しないにもかかわらず、該当するとして非開示としており、条例の解釈を誤ったもので実体法上違法である。

イ (これに添付された)本書面については、いつ提出されたものか、その検査名すら不明である。仮にWISCプロフィール表であるとしても、当該検査の客観的な結果にすぎないことから、「評価・判断を伴う事務に関する情報」に該当しない。

ウ 開示したとしても行政事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態は何ら想定できない。個人情報が開示が原則であることに鑑みれば、支障とはおよそ抽象的な危惧感といったものでは足りず、明白かつ差し迫った具体的な危険を伴うものでなければならない。

エ 処分庁は、どのような理由から誰にとって、どのような事務に支障をきたすのか全く明らかにしていない。

(5) その他

ア 個人情報の取得はあくまで取り扱う事務の「目的を達成するために必要な範囲内」(条例第6条第1項)でなければならないところ、本児以外の親族や特定個人の生活現況・面接内容・検査状況等を取得する事務の必要性・事務関連性も漠然としており、非開示情報に該当しない。

イ 記録票には事務担当職員の感情的な正確性に欠ける不適切な箇所が見られる。

ウ 今回の不開示処分にあたり、母方伯母の姓や施設職員の姓及び職名等の個人名は開示されており、一貫性を欠く。

エ 本児については、当初からの里親委託をして欲しいという里親の意向が児童相談所に伝えられており、また、本児も里親を望んでい

ることから、里親委託措置を行う義務があるはずである。児童相談所は再三の意見を把握しながら、結局措置変更しておらず、それら委託措置の打診等について、公文書に記載事実があるのではないか。もし意図的に記載されていないのであれば、児童相談所の不適切な事務が露呈されることとなる。

#### 第4 実施機関の主張要旨

弁明書、再弁明書、意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る公文書は、児童相談所の児童に対する相談援助業務及び里親委託推進事業に関する業務のために作成又は取得した一連の文書であり、次の対象保有個人情報を特定した上で、それぞれについて開示及び非開示を判断し本件処分を行った。

##### (1) 児童票

ケースに係る措置及び処理伺、処理経過、ケース記録、一時保護受託書、施設入所等に係る同意書、被虐待児受入加算対象児童調書、児童が所属する学校における健康診断票等、児童の手紙等、児童に関する情報の提供に係る依頼書及び回答書、心理診断所見、医学診断所見、療育手帳交付等申請（届出）書、療育手帳判定記録表、児童に関する情報提供に係る依頼書及び同意書、療育手帳の写し、児童の親族に係る戸籍、施設巡回相談対象児童名簿、児童指導経過報告、個別支援計画書、ファクシミリ送信票、施設に対する改善申入書、申入書に対する回答、措置変更申入書、入所施設変更の件について（回答）、援助方針会議資料、口頭記録書、ケースカンファレンス資料

##### (2) 一時保護票

一時保護児童票、保護児童入所時調査記録、一時保護票、児童写真、学習状況表、学力テスト、児童の作文、児童処遇確認票、所持品預かり台帳、保護経過並びに行動観察記録、観察会議録、健康診断

##### (3) 里親票

ふれあい里親決定通知書、ふれあい里親実施計画書、ふれあい里親結果報告書、ふれあい里親の児童意見等記録の送付文書、児童観察記録、児童意見等記録

##### 2 条例第15条第1号該当性について

児童虐待の防止等に関する法律第7条は、当該虐待通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定していることから、本件対象保有個人情報に記載された虐待通告をした者の氏名、住所等、個人が特定できる情報は、条例第15条第1号に規定する法令秘情報に該当する。

### 3 条例第15条第3号該当性について

- (1) 本件開示請求に関する対象保有個人情報については、児童記録等、児童相談所が行う相談援助業務に係る文書であり、本児以外の個人のプライバシーに関するものが多数含まれていることから、それらの情報については条例第15条第3号に基づき、原則開示の例外事項（非開示情報）として、非開示とした。
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が知り得る情報は同号ただし書イに該当するため開示したが、開示請求者が知り得ない情報は非開示とし、その状況等に応じて開示・非開示の判断をした。

### 4 条例第15条第4号該当性について

- (1) 審査請求人に関して特定法人から提供された情報等の記載は、法人その他の団体に関する情報であって、当該法人から開示しないと条件で任意に提供されたものであり、条例第15条第4号ロに該当する。
- (2) 委託先等の施設長の印影は、法人その他の団体に関する情報であって、開示した場合に偽造されるおそれがあり、同号イに該当する。

### 5 条例第15条第5号該当性について

- (1) WISC-Ⅲ及びWISC-Ⅳプロフィール表は、心理専門職が扱う検査資料であり、一般向けの報告書に評価点の一覧表と評価点プロフィールを載せることはせず、あくまでも検査結果を説明する側の補助資料として扱うものである。個人の評価または判断を伴う事務に関する情報であり、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第15条第5号に該当する。
- (2) 療育手帳保持者については、2年毎に行われる療育手帳の再判定で、当該検査による知的機能の再査定が必要になる場合が多く、同じ検査を用いた査定には「練習効果」という問題が生じる可能性があり、当該検査は一般的に1年程度の間隔をおいて実施している。
- (3) 当該プロフィール表が開示された場合、受検者が下位検査の項目及び各評価点を知ることになるため、次回検査時に向け、例えば評価点が低かった下位検査の練習を自宅で行ったり、評価点が高かった下位検査について敢えて手を抜くようにしたりするなど、不正な対策が行われることにもつながり、検査の妥当性が損なわれるおそれが生じる。また、他の検査機関で検査を行う場合でも同様の支障が生じる。
- (4) 当該プロフィール表が開示された場合、受検者が下位検査の各評価点にこだわることで誤解を持つなど、児童心理司が意図した説明の理解の妨げになる可能性も想定される。
- (5) 当該検査プロフィール表を含む検査用具は、刊行元マニュアル等にお

いて、適正な使用を守る専門家以外に公開しない、また、刊行元から書面で承認を得た場合を除き、資格を持つ別の専門機関に受検者の記録を伝達する目的以外に複写を認めないとされている。

## 6 その他

母方伯母の姓を開示したのは、本児が知り得る情報との判断から、条例第15条第3号ただし書イに該当するものとして開示したものであるが、施設職員の姓及び職名については、非開示とすべきところを誤って開示してしまったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、同法の逐条解説（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、当審査会の審査事項も本件処分の違法性、不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って諮問事案を調査審議し、県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件対象保有個人情報の特定について

本件処分に当たって実施機関が特定した本件対象保有個人情報は、本児が宇都宮市から送致を受けてから本件開示請求書を受領するまでの間における児童相談所が作成及び記録した児童記録票、一時保護票及び里親票に記載された本児に係る保有個人情報であると推認され、インカメラ審理により本件対象保有個人情報を見分したところ、「児童相談所が保有する本人に係る情報記録一切」として不足しているものはないと思料されたことから、実施機関における対象保有個人情報の特定は妥当であったと認めら

れる。

### 3 本件処分の妥当性について

条例第15条において「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定し、原則開示を基本理念とする一方で、同条第1号から第8号に掲げる情報を例外事項（以下「非開示情報」という。）として定めている。

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について、同条第1号の法令秘情報、第3号の本人以外の個人に関する情報、第4号の法人に関する情報及び第5号の評価又は判断に関する事務の適正な遂行に支障のある情報の非開示情報に該当することを理由に、それぞれ非開示としているが、審査請求人は実施機関が非開示としたこれらの保有個人情報の開示を求めていることから、実施機関が非開示とした情報の非開示情報該当性について、以下検討することとする。

#### (1) 条例第15条第1号該当性について

条例第15条第1号は、「法令の規定により開示することができないとされている情報」を非開示とすることを定めたものである。

児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）第7条では児童虐待の通告元を特定できる情報を漏らしてはならない旨規定している。

インカメラ審理において、実施機関が同号に該当するとして非開示とした箇所を見分したところ、虐待通告日、通告者、通告内容等の情報が記載されていることが認められた。

「通告元を特定できる情報」は、文書等の記載内容等から通告元を特定することができる情報と解すべきであり、当該非開示部分の通告者については、略称ではあるが記載から具体的な通告元を特定できる情報に該当すると認められる。

しかし、通告日及び通告内容については、これを開示しても通告元を特定可能な情報に該当するとは認められない。

したがって、実施機関が通告者について同号に該当するとして非開示とした判断は妥当であるが、その他の情報については、法第7条により開示することができないとされている情報に該当するとは認められず、実施機関が非開示とした判断は妥当ではなく、開示すべきである。

#### (2) 条例第15条第3号該当性について

条例第15条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合



することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を、非開示とすることを定めている。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分」を、同号本文の非開示情報の例外として開示することを定めている。

ア インカメラ審理において、実施機関が同号に該当するとして非開示とした本件対象保有個人情報を見分したところ、処理経過、児童記録及びケース記録、援助方針会議資料及び各種添付資料等の各公文書に、親族の生活履歴、本児と同時に保護された親族(以下「甲」という。)の生活記録、特定個人と児童相談所の受架電や面接等内容、巡回相談対象児童名簿の中の他児童名簿、医学診断所見等書類に押印された公務員以外の個人の印影等が記載されていることが確認された。これらは、本児の姉弟及び伯母等の親族、施設職員、医師、里親等の関係機関や他児童等の個人を識別することができる情報であると認められ、同号本文に該当する。

イ しかし、本児の児童記録、ケース記録及びファクシミリ送信票等に記載された、関係者の実施機関への相談記録、児童相談所一時保護時点の記録、一時保護中の面接記録、保育園入園時の記録等に含まれる甲及び他の親族に関する情報の一部については、本児の生活履歴や本児との関わり等から開示請求者本人が知り得る情報であると思料され、同号ただし書イに該当するものと認められる。

したがって、非開示部分のうち別表に掲げる情報については、実施機関が非開示とした判断は妥当ではなく、開示すべきである。

ウ また、条例第16条では、第1項で「開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区別して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定めており、同条第2項では、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報等を除くことにより「開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除い

た部分は、同号（条例第15条第3号）の情報に含まれないとみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。

実施機関が非開示とした部分のうち別表に掲げる情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報を除いた部分は、開示したとしても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある情報とは認められないことから、実施機関が非開示とした判断は妥当ではなく、開示すべきである。

なお、前述アの情報のうち、前述イ及びウに該当しない非開示部分は、条例第15条第3号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が同号に該当するとして非開示とした判断は妥当である。

### (3) 条例第15条第4号及び第8号該当性について

条例第15条第4号は、「法人その他の団体（略）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示とすることを定めている。

また、同条第8号は、「県の機関又は国等、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、非開示とすることを定め、「次に掲げるおそれ」としてイからホの事務又は事業を例示している。

#### ア 同条第4号イ該当性について

インカメラ審理において、実施機関が同条第4号イにより非開示とした対象保有個人情報を見分したところ、一時保護受託書、同意書、児童指導経過報告、児童意見等記録等に押印された法人代表者の印影を非開示としていることが確認された。

法人代表者の印影については、開示されることで偽造等による悪用など当該法人の正当な利益を害するおそれがあり、同号イに該当するため、実施機関が非開示とした判断は妥当である。

#### イ 同号ロ該当性について

インカメラ審理において見分したところ、実施機関が同号ロにより非開示とした対象保有個人情報は、ケース記録に記載された、特定法人と児童相談所の通話内容及び当該記事名であった。

このうち、記事名及び通話内容に記載された施設の職員名は各個人

の氏名及び個人が特定される職名であるため、同号ロではなく同条第3号に該当するものとして非開示とすべきである。

また、当該通話内容については、特定法人から提供内容を明らかにしないことを前提に情報提供を受けたものが含まれると認められるが、その内容は施設職員が把握している情報やその所感及び児童相談所の対応である。

これらについては、確かに、開示しないとの条件で任意に提供された情報であると認められるが、同条第4号本文が対象とする当該法人に関する情報であるとは認められない。むしろ、児童相談所と関係機関間の反復継続する事務において、こうした通話内容等を開示した場合、後に関係機関が児童相談所への情報提供や相談を躊躇し、必要な情報の迅速かつ円滑な収集が困難となるなど、児童の正確な事実把握による児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められ、同条第8号に該当すべきものと思料される。

したがって、実施機関が同条第4号ロに該当するとして非開示とした部分については、前述の同条第3号に該当するもののほか同条第8号に該当する部分を非開示とし、これら部分を除く別表に掲げる部分については開示すべきである。

#### (4) 条例第15条第5号該当性について

条例第15条第5号は、「個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定めている。

インカメラ審理において見分したところ、実施機関が同号により非開示とした対象保有個人情報には、実施機関が本児に対して実施した心理検査に係る検査日、本児の生年月日及び年齢、下位検査と呼ばれる個別検査項目の得点及びその評価点、評価点を換算した合成得点等の情報が記載されていることが認められた。

心理検査は、実施機関が相談援助業務を実施する上で、対象となる児童にどのような支援が必要かを判断するための基礎となるものであり、正確な結果を得るために適切に検査が行われることが必要とされるものである。当該検査は、2年毎に行われる療育手帳の再判定等において同じ検査を用いる際の「練習効果」を避けるため、一般的に1年程度の間隔において実施することとされている。

実施機関の主張するとおり、当該検査の得点等を受検者等へ開示することとなると、再検査を実施する場合に、過去の自身の回答内容や得点を意識した下位検査の事前練習や手抜き等が発生する可能性があり、検

査の正確性が損なわれるおそれがあると認められる。また、仮に下位検査点数や評価点の換算方法等が流通した場合も、検査への不正な対策が行われる可能性があり、心理検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該心理検査結果表については、下位検査の評価点及び換算表についてこれを非開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

しかしながら、実施機関が非開示とした部分のうち、生年月日、性別、年齢、利き手等は本児が生来保有する自身の情報であること、また、検査名、検査日等及び合成得点の情報は、心理診断所見において開示されているところであることから、当該心理検査表において、これらを開示することにより検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

なお、実施機関は、当該心理検査に係る検査用具は刊行元が発行するテクニカルレポート等において、適正な使用を守る専門家以外に複写を認めないこととされているため、様式一切を非開示とした旨主張している。

当該テクニカルレポート等を確認したところ、実施機関の主張のとおり、当該検査結果資料を複写して持ち帰らせることは認められない旨が記載されているが、同レポートでは、一方において、合成得点プロフィールの簡易図については受検者や保護者等に渡す報告書に記載してよいとされていることから、刊行元が認めていないのは、検査結果資料をそのままの形で複写提供することであり、検査内容の露出等により検査の正確性の毀損可能性がある情報を除いてもなお、これを開示することを認めていないとまでは解釈できない。

以上により、別表に掲げる部分については開示すべきである。

#### 4 審査請求人のその他主張について

その他審査請求人は、本児以外の親族の個人情報の取得目的や実施機関職員の記録の仕方、本児の一時保護や里親委託等の措置のあり方等について種々述べているが、これらの主張は本件処分に対する審査会の判断には影響するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 付言

本件処分における実施機関の事務処理については、広範なマスキング及びマスキング漏れによる非開示情報の露出等、慎重さに欠ける部分が見ら

れた。また、弁明書等においては、非開示とした理由の説明が具体性に欠けており、不十分であったと認められる。

今後は、条例の趣旨を十分に理解するとともに、保有個人情報の開示に係る事務の適切な執行に努めるべきである。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 (2020) 年 4 月 30 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 2 (2020) 年 9 月 17 日 (第28回審査会第 3 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 2 (2020) 年 10 月 15 日 (第29回審査会第 3 部会)	・ 審議
令和 2 (2020) 年 11 月 12 日 (第30回審査会第 3 部会)	・ 審議
令和 2 (2020) 年 12 月 10 日 (第31回審査会第 3 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審査請求人の口頭意見陳述
令和 3 (2021) 年 1 月 21 日 (第32回審査会第 3 部会)	・ 審議
令和 3 (2021) 年 2 月 18 日 (第33回審査会第 3 部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
前 橋 明 朗	作新学院大学経営学部長 教授・税理士	第 3 部会部会長
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第 3 部会部会長 職務代理者

(五十音順)

## 別表

No.	簿冊名	公文書名	実施機関が非開示とした部分	審査会の判断 (左記非開示部分のうち開示相当部分)	「第5 審査会の判断」該当部分
16	児童記録票	処理経過	平成〇年〇月〇日付け記事欄 審査請求人以外の特定個人の氏名	6 字目から12字目	3 (2) ウ
17			平成〇年〇月〇日付け記事欄 特定法人からの架電内容	1 字目から 6 字目、11字目から15字目	3 (3) イ
19		児童記録	審査請求人以外の親族名及び生活履歴等	「その他の家族について（本児との関係、その他の特記事項）」欄のうち 3 行目15字目から36字目	3 (2) イ
20		ケース記録	平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び生活現況等	15行目	3 (2) イ
21			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び現況等	13行目	3 (2) イ
23			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の特定個人の氏名、生活履歴並びに親族名及び学校、家庭での生活の様子	2 頁目 1 行目	3 (2) イ
26			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の特定個人の氏名及び親族名	1 頁目 5 行目19字目から23字目	3 (2) イ
31			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び面接内容	2 行目	3 (2) イ
37			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び架電内容	2 行目 1 字目から 7 字目、10字目から19字目	3 (2) ウ
41			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び受電内容	・ 12行目 1 字目から13行目12字目 ・ 13行目16字目から15行目18字目 ・ 15行目22字目から16行目 8 字目 ・ 16行目12字目から35字目	3 (2) ウ
43			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び架電内容	・ 3 行目 1 字目から 3 字目、 6 字目から16字目 ・ 5 行目 1 字目から19字目、 36字目から44字目 ・ 7 行目 1 字目から 7 字目、12字目30字目	3 (2) ウ
46			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び架電内容	・ 2 行目 ・ 4 行目 1 字目から 5 字目、15字目から29字目、39字目から48字目 ・ 5 行目 1 字目から 6 字目、16字目から31字目、41字目から49字目 ・ 6 行目 1 字目から23字目、 37字目から41字目 ・ 7 行目 1 字目から30字目 ・ 7 行目39字目から 8 行目	3 (2) ウ
49			平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の親族名及び架電内容	2 行目から 5 行目	3 (2) ウ
53	平成〇年〇月〇日付け記録欄 審査請求人以外の特定個人の氏名及び面接内容	・ 1 行目 6 字目から12字目 ・ 6 行目から 7 行目	3 (2) ウ		

54	児童記録票	ケース記録	平成○年○月○日付け記録欄 特定法人からの架電内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目 1字目から6字目、11字目から15字目</li> <li>・ 2行目 1字目から3字目</li> <li>・ 5行目36字目40字目</li> <li>・ 6行目 1字目から33字目</li> <li>・ 7行目16字目から8行目2字目</li> </ul>	3 (3) イ
55			平成○年○月○日付け記録欄 審査請求人以外の特定個人の氏名及び受電内容	4行目から5行目	3 (2) ウ
58		被虐待児受入 加算対象児童 調書	虐待通告日及び内容	「虐待を疑った理由」欄のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目23字目から30字目</li> <li>・ 33字目から47字目</li> </ul>	3 (1)
59		児童に関する 情報の提供に ついて	平成○年○月○日付け宮教セ第○号 通知の日本版WISC-IIIプロフィール 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料標題</li> <li>・ 性別、利き手、学年、検査理由、検査者、検査日、生年月日及び年齢の各欄</li> <li>・ IQ及び群指数グラフ</li> </ul>	3 (4)
60			虐待通告日及び内容	1頁目本文のうち 17行目 1字目から10字目、15字目から32字目	3 (1)
61		心理診断所見	日本版WISC-IVプロフィール表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料標題</li> <li>・ 性別、学校名、学年、検査理由、検査日、生年月日、年齢及び補正年齢の各欄</li> <li>・ 合成得点プロフィール</li> </ul>	3 (4)
66		ファクシミリ 送信票	審査請求人以外の特定個人の氏名及び連絡内容等	「連絡事項」欄のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から7行目3字目</li> <li>・ 9行目から10行目</li> </ul>	3 (2) ウ
67			審査請求人以外の特定個人の氏名及び連絡内容等	「連絡事項」欄のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から2行目17字目</li> <li>・ 2行目26字目から9行目5字目</li> <li>・ 9行目10字目から10行目</li> </ul>	3 (2) イ 3 (2) ウ
68		援助方針会議 資料	虐待通告日及び内容 (開催日：平成○年○月○日)	「相談経路、主訴、家庭状況及びケース概要その他」欄のうち 4行目 1字目から9字目、18字目から5行目25字目	3 (1)
69			虐待通告日及び内容 (開催日：平成○年○月○日)	「相談経路、主訴、家庭状況及びケース概要その他」欄のうち 8行目 1字目から9字目、18字目から9行目21字目	3 (1)
74	一時保護票	一時保護票	虐待通告日及び内容	「ケースの概要」欄のうち 1行目 7字目から15字目、24字目から2行目22字目	3 (1)

※表中のNo.は、実施機関が保有個人情報部分開示決定において、非開示とする情報に付した番号（全82箇所）